



スカパーJSAT

SAD-J3-19-001

衛星放送専用サービス 料金表

第2版
(令和2年3月)

スカパーJSAT株式会社

衛星放送専用サービス料金表 目次

通 則	-----	1	
1	料金その他の債務の適用	1	
2	料金表の変更	1	
3	消費税相当額の加算	1	
4	料金の計算方法	1	
5	料金の減免	1	
6	月額料金の日割	1	
7	端数処理	2	
8	料金等の支払期日	2	
第1表	衛星放送専用料	-----	3
第1	適用	-----	3
第2	料金	-----	3
1-1	料金の額	-----	3
1-2	基本料の額	-----	4
1-3	基本料の額(専用再契約に限ります)	-----	5
1-4	料金指数	-----	5
第2表	保証金	-----	6
第3表	追加保証金	-----	7
第4表	再契約保証金等	-----	8
第1	再契約保証金	-----	8
第5表	解除料	-----	9
第1	(利用開始日の前日までの解除料)	-----	9
第2	(利用開始日以降に当社が専用契約を解除する場合の解除料)	-----	9
第3	(利用開始日以降に専用契約者が専用契約を解除する場合の解除料)	-----	9
第6表	専用契約の一時前払いの割引率	-----	10
附 則	-----	11	

通 則

1 料金その他の債務の適用

当社が提供する衛星放送専用サービスの料金その他の債務は、衛星放送専用サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)及びこの衛星放送専用サービス料金表(以下「料金表」といいます。)の規定を適用します。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、専用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、専用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を専用契約者に周知するものとします。

3 消費税相当額の加算

契約約款第47条(衛星放送専用料の支払義務)の規定により支払いを要するものとされている衛星放送専用料の額は、この料金表に定める料金の額の合算に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。

4 料金の計算方法

当社は、専用契約者が専用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、通則1(料金その他の債務の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その衛星放送専用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき衛星放送専用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日に衛星放送専用サービスの利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日に衛星放送専用サービスの利用期間終了日が到来したときまたは専用契約の解除により専用契約が終了したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日に専用契約事項の変更または料金の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。)
 - エ 契約約款第49条(支払いを要しない料金)第1項または第2項の規定に該当するとき。
 - オ 暦月の初日に衛星放送専用サービスの利用開始日が到来し、その日にその専用契約の解除により専用契約が終了したとき。
- (2) 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 専用契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金(支払期日までに当社が現金化できる方法によります。以下同じとします。)することにより支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 衛星放送専用料	衛星放送専用サービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 ただし、衛星放送専用サービスの利用開始日とその月の15日以降のときは、その月の衛星放送専用料に限り翌月の15日
2 保証金	当社が専用申込みを承諾した日が属する月の翌月末
3 追加保証金	当社が専用契約の変更を承諾した日が属する月の翌月末
4 解除料	専用契約の解除の日が属する月の翌月末
5 再契約保証金	当社が契約約款第44条(専用再契約申込の承諾等)第1項の規定に基づく書面に記載した再契約保証金支払期日
6 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関連諸規則に基づく事務及び作業を行った月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 専用契約者が国または地方公共団体等である場合もしくは専用契約者との協議により当社が別に指定した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金もしくは当社が別に指定する方法により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、専用契約者に負担していただきます。
- (6) 前号までの規定に拘わらず、当社は、専用契約者(専用再契約者を除きます)が契約約款の規定に基づき支払うべき料金等一切の債務の支払を金融機関(銀行法(昭和56年法律59号)の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けた銀行に限り)が、専用契約者が支払うべき保証金の額を上限に保証することを約した書類を保証金または追加保証金の支払期日までに当社に提出したときは、保証金または追加保証金の支払を猶予することができるものとします。

第1表 衛星放送専用料

第1 適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり専用契約の伝送方式を定めます。

伝送方式	内 容
狭帯域伝送方式	標準方式第3条から第8条まで、第21条第2項から第4項まで及び第38条から第43条までに規定する方式により、無線通信の送信を行うもの。
高度狭帯域伝送方式	標準方式第3条から第8条まで、第21条、第38条、第43条及び第48条から第50条までに規定する方式により、無線通信の送信を行うもの。 ただし、データ放送に係る伝送容量係数を除いた伝送容量係数を24,930単位とします。

2 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり専用契約の品目を定めます。

品 目	内 容
高精細度テレビジョン放送	高精細度テレビジョン放送に係る標準方式の規定に基づき、当社が保有又は運用する電気通信設備を用いて放送番組の無線送信を行うもの。 なお、高精細度テレビジョン放送の放送番組の補完を目的とした超短波放送またはデータ放送の放送番組を含み得るものとします。 ただし、高度狭帯域伝送方式によるものに限ります。
テレビジョン放送	テレビジョン放送に係る標準方式の規定に基づき、当社が保有又は運用する電気通信設備を用いて放送番組の無線送信を行うもの。 なお、テレビジョン放送の放送番組の補完を目的とした超短波放送またはデータ放送の放送番組を含み得るものとします。
音声放送	超短波放送に係る標準方式の規定に基づき、当社が保有又は運用する電気通信設備を用いて放送番組の無線送信を行うもの。 なお、超短波放送の放送番組の補完を目的としたデータ放送の放送番組を含み得るものとします。 ただし、狭帯域伝送方式によるものに限ります。
データ放送	データ放送に係る標準方式の規定に基づき、当社が保有又は運用する電気通信設備を用いて放送番組の無線送信を行うもの。

第2 料金

1 料金の額

(単位:円)

料金の額 (1契約あたり)
料金の額は、伝送容量係数合計換算値に応じて当該区分ごとに伝送容量係数合計換算値と料金指数を乗じた値の和に、契約事項及び期間に対応する基本料の額を乗じた額とします。
備考
1 伝送容量係数合計換算値とは、狭帯域伝送方式に係る伝送容量係数と、高度狭帯域伝送方式に係る伝送容量係数に25,930分の18,366を乗じた値を合算した値とします。
2 料金の額の算出上の伝送容量係数とは、電気通信役務利用放送事業者登録簿に総務大臣が登録した伝送容量または基準伝送容量に狭帯域伝送方式の場合は42,192,000分の18,366を、高度狭帯域伝送方式の場合は69,718,000分の25,930を乗じた数とします。なお、ここでの伝送容量及び基準伝送容量は毎秒ビット単位とします。
3 伝送容量係数合計換算値は、小数点第1位を四捨五入します。
4 料金の額の算出上の料金指数とは、伝送容量係数合計換算値に基づき算出します。

1-1 基本料の額(専用契約に限ります)

月額(単位:円)

基本料の額		
利用開始日を起算日として5年が経過するまでの期間	利用開始日を起算日として5年が経過した日後、10年が経過した日以降に到来する利用期間終了日までの期間	利用開始日を起算日として10年が経過した日以降に到来する利用期間終了日後の期間
3,024	2,979	2,722

ア 料金指数(専用契約に限ります)

区分	料金指数
伝送容量係数合計換算値が5,000までの部分	1.0
伝送容量係数合計換算値が5,000を超え10,000までの部分	0.95
伝送容量係数合計換算値が10,000を超え20,000までの部分	0.94
伝送容量係数合計換算値が20,000を超え30,000までの部分	0.93
伝送容量係数合計換算値が30,000を超え40,000までの部分	0.92
伝送容量係数合計換算値が40,000を超え50,000までの部分	0.91
伝送容量係数合計換算値が50,000を超える部分	0.9

1-2 基本料の額(専用再契約に限ります)

月額(単位:円)

基本料の額
3,186

ア 料金指数(専用再契約に限ります)

区分	料金指数
伝送容量係数合計換算値全ての部分	1.0

第2表 保証金

保証金の額
利用期間終了日が属する月の衛星放送専用料3か月分相当額

第3表 追加保証金

追加保証金の額
放送番組を追加した後における利用期間終了日が属する月の衛星放送専用料3か月分相当額より放送番組を追加する前における利用期間終了日が属する月の衛星放送専用料3か月分相当額を減じた額

第4表 再契約保証金等

第1 再契約保証金

再契約保証金の額
再利用期間終了日が属する月の衛星放送専用料3か月分相当額

第5表 解除料

第1 (利用開始日の前日までの解除料)

解除料の額	
衛星放送専用サービスの1か月分料金相当額	
備考 解除料の算定の基準となる料金は、衛星放送専用サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金の月額とします。	

第2 (利用開始日以降に当社が専用契約を解除する場合の解除料)

区 分	解除料の額
専用契約の解除日が利用期間終了日の3か月以上前の日のとき	専用契約の解除日から電気通信役務利用放送の業務の廃止の日までの期間について衛星放送専用サービスを利用したとみなした場合において支払われるべき料金相当額に電気通信役務利用放送の業務の廃止の日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間において衛星放送専用サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額を合算した額。ただし、専用契約の解除日から電気通信役務利用放送の業務の廃止の日までの期間が2ヶ月を超えるときは、専用契約の解除日を起算日として3ヶ月間衛星放送専用サービスを利用したとみなして場合において支払われるべき料金相当額とします。
専用契約の解除日が利用期間終了日の3か月前の日の翌日から利用期間終了日の前日までの日のとき	専用契約の解除日の翌日から利用期間終了日まで継続して当該衛星放送専用サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額とします。

第3 (利用開始日以降に専用契約者が専用契約を解除する場合の解除料)

解除料の額	
専用契約の解除日の翌日を起算日として1ヶ月が経過する日までの期間について、衛星放送専用サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額とします。	

第6表 専用契約の一時前払いの割引率

区 分	割 引 率
(1) 6か月以上11か月以下(整数に限ります。)の期間分の衛星放送専用料を一時払いにより支払う場合	1.25%
(2) 12ヶ月以上(整数に限ります。)の期間分の衛星放送専用料を一時払いにより支払う場合	2.75%

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成24年2月1日から実施します。

(別掲の適用等)

第2条 この料金表の実施期日の時点で締結されている衛星放送専用サービスの専用契約については、衛星放送専用サービス別掲に規定する料金を適用することができるものとします。

2 衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(平成23年6月30日付けで廃止としました。)に基づき委託契約を締結していた専用契約者(当該委託契約を継続するものとして専用契約を締結している者に限ります。)については、衛星放送専用サービス別掲の規定を準用することができるものとします。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、令和2年3月31日から実施します。

資料名 衛星放送専用サービス料金表 第2版

平成24年2月 1日 第1版

令和 2年3月31日 第2版

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-8-1

TEL : 03-5571-7770
(宇宙事業部門 代表)

(不許複製、禁転載)
